

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成27年5月21日(2015.5.21)

【公開番号】特開2014-101974(P2014-101974A)

【公開日】平成26年6月5日(2014.6.5)

【年通号数】公開・登録公報2014-029

【出願番号】特願2012-255660(P2012-255660)

【国際特許分類】

F 16 D 13/71 (2006.01)

F 16 D 13/60 (2006.01)

【F I】

F 16 D 13/71 K

F 16 D 13/60 Z

【手続補正書】

【提出日】平成27年4月3日(2015.4.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

リング部材と、

第一の開口部が設けられるとともに、前記リング部材の軸方向の一方側に面した第一の壁部と、前記リング部材の径方向の内側に面した第二の壁部と、前記リング部材の前記軸方向の他方側に面した第三の壁部と、を有し、前記リング部材を支持したカバーと、

少なくとも一部が前記第一の開口部と前記軸方向に重なる第二の開口部が設けられるとともに、前記リング部材の前記軸方向の他方側に面した第四の壁部と、前記リング部材の前記径方向の内側に面した第五の壁部と、前記リング部材の前記軸方向の一方側に面した第六の壁部と、前記第一の壁部の前記軸方向の他方側に位置されるとともに前記第二の開口部の前記径方向の外側に位置された環状のベース部と、当該ベース部から前記径方向の内側に突出したレバー部と、を有し、前記リング部材を支持したダイヤフラムスプリングと、

を備え、

前記カバーは、前記リング部材が前記径方向の外側に移動するのを抑制する突出部を有した、クラッチカバー組立体。

【請求項2】

前記カバーは、前記第二の壁部と前記第三の壁部とを含む鉤状部を有し、

前記カバーには、第三の開口部が設けられ、

前記第三の開口部の縁部から前記鉤状部と前記突出部とが突出した、請求項1に記載のクラッチカバー組立体。

【請求項3】

前記突出部は、前記リング部材の前記径方向の外側で当該リング部材の周方向に沿って延びるとともに前記軸方向に屈曲された、請求項1または2に記載のクラッチカバー組立体。

【請求項4】

前記カバーは、前記第二の壁部と前記第三の壁部とを含む鉤状部を有し、

少なくとも一つの前記鉤状部が、前記第六の壁部に隣接して設けられた、請求項1～3

のうちいずれか一つに記載のクラッチカバー組立体。

【請求項 5】

前記第六の壁部は、前記レバー部の前記周方向の一方側または他方側の部分に設けられ、

前記第六の壁部が前記周方向の一方側の部分に設けられた前記レバー部と、前記第六の壁部が前記周方向の他方側の部分に設けられた前記レバー部と、を備えた、請求項4に記載のクラッチカバー組立体。

【請求項 6】

少なくとも一つの前記鉤状部が、二つの前記第六の壁部に前記リング部材の周方向に隣接した状態で挟まれた、請求項4または5に記載のクラッチカバー組立体。

【請求項 7】

前記鉤状部に隣接した二つの前記第六の壁部が、それぞれ、別の前記レバー部に設けられた、請求項6に記載のクラッチカバー組立体。

【請求項 8】

前記カバーは、二つの前記第六の壁部に隣接した前記鉤状部と、前記第六の壁部から離間した前記第二の壁部を含む第二の突出部と、を有し、当該鉤状部と前記第二の突出部とが前記リング部材の周方向にずれて位置された、請求項6または7に記載のクラッチカバー組立体。

【請求項 9】

前記リング部材の前記軸方向の一側を支持し、前記第三の壁部との間で前記リング部材を挟持する支持部、を備えた、請求項1に記載のクラッチカバー組立体。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明の実施形態にかかるクラッチカバー組立体は、一例としては、リング部材と、第一の開口部が設けられるとともに、上記リング部材の軸方向の一方側に面した第一の壁部と、上記リング部材の径方向の内側に面した第二の壁部と、上記リング部材の上記軸方向の他方側に面した第三の壁部と、を有し、上記リング部材を支持したカバーと、少なくとも一部が上記第一の開口部と上記軸方向に重なる第二の開口部が設けられるとともに、上記リング部材の上記軸方向の他方側に面した第四の壁部と、上記リング部材の上記径方向の内側に面した第五の壁部と、上記リング部材の上記軸方向の一方側に面した第六の壁部と、上記第一の壁部の上記軸方向の他方側に位置されるとともに上記第二の開口部の上記径方向の外側に位置された環状のベース部と、当該ベース部から上記径方向の内側に突出したレバー部と、を有し、上記リング部材を支持したダイヤフラムスプリングと、を備え、上記カバーは、上記リング部材が上記径方向の外側に移動するのを抑制する突出部を有する。すなわち、クラッチカバー組立体は、一例として、カバーおよびダイヤフラムスプリングとともに、リング部材に、その径方向の外側を除く、軸方向の一方側、軸方向の他方側、および径方向の内側で面する壁部を備える。したがって、本実施形態によれば、一例としては、比較的容易に、リング部材を介してカバーとダイヤフラムスプリングとが連結された構成が得られやすい。また、リング部材が、径方向の外側に外れるのが抑制されやすい。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

上記クラッチカバー組立体では、一例として、上記リング部材の上記軸方向の一側を支持し、上記第三の壁部との間で上記リング部材を挟持する支持部、を備えた。よって、本実施形態によれば、一例としては、比較的容易に、リング部材を介してカバーとダイヤフラムスプリングとが連結された構成が得られやすい。